

平成 20 年 11 月 17 日

債権の取立不能のおそれに関するお知らせ

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：國井 英夫）は、株式会社最上川カントリーが、山形地方裁判所に特別清算手続開始の申立てを行ったことにより、同社向け債権について取立不能のおそれが生じたのでお知らせいたします。

記

1．当該取引先の概要

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 名 称 | 株式会社 最上川カントリー |
| (2) 所 在 地 | 山形県最上郡戸沢村大字角川上野台 3966-1 |
| (3) 代 表 者 | 清水 一磨 |
| (4) 資 本 金 | 20 百万円 |
| (5) 事 業 の 内 容 | ゴルフ場経営 |

2．当該取引先に対する債権の種類及び金額

貸出金 601 百万円（平成 20 年 11 月 17 日現在）

3．当行の業績に与える影響

上記債権額につきましては、担保及び引当金で全額保全されており、業績に及ぼす影響はございません。

以 上

本件に関するお問い合わせ先 広報室 佐藤 TEL：023-626-9006